

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

商法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて（通達）

商法等の一部を改正する等の法律（平成 1 3 年法律第 7 9 号。以下「改正法」という。）及び商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法建の整備に関する法律（平成 1 3 年法律第 8 0 号。以下「整備法」という。）並びに商業登記規則の一部を改正する省令（平成 1 3 年法務省令第 6 5 号。以下「改正省令」という。）が本年 1 0 月 1 日（以下「法施行日」という。）から施行されることとなったが、これに伴う商業登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正後の商法を、「有法」とあるのは改正後の有限会社法を、「商登法」とあるのは改正後の商業登記法を、「商登規」とあるのは改正後の商業登記規則を、「旧法」とあるのは改正前の商法を、「旧有法」とあるのは改正前の有限会社法を、「旧商登法」とあるのは改正前の商業登記法を、それぞれいう。

記

第 1 株式会社に関する改正

1 額面株式制度の廃止

（ 1 ）額面株式制度の廃止

額面株式の制度が廃止され（旧法第 1 9 9 条、第 2 0 2 条及び第 2 2 5 条第 4 号の削除）、これに伴い、額面株式 1 株の金額が定款の記載事項及び登記事項から除かれることとなった（旧法第 1 6 6 条第 1 項第 4 号の削除、第 1 8 8 条第 2 項第 1 号の改正）。

（ 2 ）額面株式制度の廃止に伴う登記事務

ア 登記用紙の様式の改正

（ア）株式会社の登記用紙中商号・資本欄の様式が改められ、「額面株式 1 株の金額」の欄が削除された（以下「新様式」という。商登規附録第 7 号）。

（イ）法施行の際現に存する従前の様式の商号・資本欄の用紙は、新様式の商号・資本欄の用紙とみなすこととされた（改正省令附則第 2 項）の

で、現に存する従前の様式の商号・資本欄の用紙は、新様式の商号・資本欄の用紙に改製することなく、引き続き使用して差し支えない。

法施行後において、新たに登記用紙を起し、又は新用紙へ移記するときは、新様式の商号・資本欄の用紙を用いなければならないが、法施行の際現に存する従前の様式の株式会社の登記用紙と同一の用紙及び附録第12号の様式の用紙は、法施行後も、なお当分の間使用することができ、この場合には、従前の様式の用紙は、改正後の様式の用紙とみなすこととされた（改正省令附則第5項及び同項において準用する第2項）ので、従前の様式の登記用紙と同一の用紙を用いて登記申請が行われたときであっても、これを受理し、登記用紙として使用して差し支えない。

なお、従前の様式の用紙を申請人に交付する場合には、額面株式1株の金額を記入すべき欄に黒色の斜線又は横線を施した上で交付するものとする。

イ 額面株式1株の金額の登記の朱抹

額面株式1株の金額が登記事項でなくなったことから、法施行の際現にされている額面株式1株の金額の登記は、登記官が職権で朱抹すべきものとされた（改正省令附則第3項）。その際、朱抹を行った年月日等の記入は要しない（別紙記載例1）。この朱抹は、法施行後、当該会社について、最初に登記の申請があったとき、又は登記簿謄抄本の交付請求に基づき登記簿謄抄本を作成するとき若しくは閲覧に供するときまでに行うものとする。

なお、現に効力を有しない額面株式1株の金額の登記及び閉鎖された登記用紙については、この朱抹を行うことを要しない。

ウ 電子情報処理組織により登記事務を取り扱う場合

電子情報処理組織により登記事務を取り扱う場合の株式会社登記簿の株式・資本区に記録すべき事項から「額面株式1株の金額」が削除された（商登規別表第7）。

また、法施行の際現にされている額面株式1株の金額の登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録することとされた（改正省令附則第3項及び第4項）。

エ 外国会社登記簿の取扱い

外国会社登記簿中株式会社登記簿を用いる場合についても、アからウまでと同様である。

2 会社設立時の株式の発行価額の制限の廃止

会社の設立に際して発行する株式の発行価額について、5万円を下回ることができない旨の制限が廃止された（旧法第166条第2項及び第168条ノ3の削除）。

3 株式の併合

(1) 株式の併合の手続

ア 1株当たりの純資産額が5万円以上でなければならないとする制限が廃止されたことに伴い、株式の併合をすることができる場合を資本の減少等の一定の場合に限定していた旧法の規定が整理され（旧法第214条第1項の改正並びに第374条ノ15第2項、第374条ノ31第2項、第377条及び第416条第3項の削除）会社は、株主総会の特別決議（法第313条）により株式を併合することができることとされた。この場合においては、取締役は、株主総会において株式の併合が必要な理由を開示しなければならない、また、議案の要領は、株主総会の招集通知に記載しなければならないこととされた（法第214条第1項、第2項）。

資本の減少又は会社の分割若しくは合併と株式の併合とを手続上関連付ける規定がなくなったことから、資本の減少又は会社の分割若しくは合併と同時に株式の併合を行う場合であっても、法の規定に従って、それぞれ所定の手続を行うことになる。

イ 株式の併合をする場合に、株券提供公告並びに株主及び株主名簿に記載のある質権者に対する各別の通知が必要であることは、従前と同様である（法第215条）。

(2) 株式の併合による変更登記の取扱い

株式の併合による変更登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、株式併合の特別決議（法第343条）をした株主総会議事録（商登法第79条第1項）及び株券提供公告をしたことを証する書面（商登法第84条の2）を添付しなければならないことは、従前と同様である。

なお、(1)のアの改正により、資本の減少又は会社の分割若しくは合併に伴って株式の併合が行われることがなくなったため、資本の減少、会社の分割及び合併の登記の申請書の添付書面から商登法第84条の2の書面が削られた（商登法第87条、第89条の5第1項第7号、第89条の6第9号、第90条第5号、第91条第1号）。

(3) 経過措置

ア 法施行前に決議があった資本の減少については、なお従前の例によることとされた（改正法附則第18条）。

法施行前に分割計画書若しくは分割契約書又は合併契約書が作成された会社の分割又は合併（分割に際して又は合併により株式を併合するものに限る。）については、旧法の関係規定は、なおその効力を有するものとされた（改正法附則第17条、第19条）。

イ 法施行前に決議をした株式会社の資本の減少又は会社の分割若しくは合併の登記の申請書の添付書類に関しては、なお従前の例によることとされた（整備法第42条）。

4 株式の分割

(1) 株式の分割の手続

会社は、取締役会決議により株式の分割をする場合には、現に2以上の種

類の株式を発行しているときを除き、取締役会決議により定款を変更し、会社が発行する株式の総数を、株式の分割の割合に応じて増加することができることとされた（法第218条第2項）。

（2）株式の分割による変更登記の取扱い

ア 株式の分割による変更登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、取締役会の議事録を添付しなければならない（商登法第79条第1項）。株式の分割をする場合において、取締役会決議により定款を変更して会社が発行する株式の総数を増加したときの変更登記の申請書についても、同様である。

イ 最終の貸借対照表により会社に現存する分割後の1株当たりの純資産額について、5万円を下ることができない旨の制限が廃止された（旧法第218条第2項の改正）ことから、株式の分割による変更登記の申請書には、商登法第79条第2項の規定は適用されず、最終の貸借対照表の添付は要しないこととなった。また、株券提供公告をしたことを証する書面を添付すべき旨の規定（旧商登法第85条、第90条第5号）が削除された。

（3）経過措置

ア 法施行前に決議をした株式の分割については、なお従前の例によることとされた（改正法附則第6条）。

イ 法施行前に決議をした株式の分割による変更の登記の申請書の添付書類に関しては、なお従前の例によることとされた（整備法第42条）。

5 1株に満たない端数の処理

（1）1株に満たない端数の処理及び端株原簿への記載

株式の発行（転換権若しくは新株引受権の行使、株式交換又は会社の合併若しくは分割の場合を含む。）併合又は分割により、1株に満たない端数を生ずるときは、端株原簿に記載する端株の部分を除き、その部分について新たに発行した株式を競売し、かつ、その端数に応じてその代金を従前の株主に交付しなければならないが、また、会社は、この競売に代えて、一定の方法で株式を売却し、又は買い受けることができることとなった（法第220条第1項、第2項）。

また、株式の発行、併合又は分割により1株の100分の1の整数倍に相当する端数を生じたときは、その端数を端株として、端株原簿に記載しなければならないこととされた（法第220条ノ2第1項）。ただし、定款により、端株原簿に記載すべき1株の割合について異なる割合を定め、又は1株に満たない端数について端株原簿に記載しない旨を定めることができることとされた（法第220条ノ2第2項）。

なお、端株を生じた会社から「発行済株式の総数」として小数点以下第2位までの数の記載がある変更登記が申請された場合、これを受理して差し支えない旨の取扱い（昭和57年7月20日付け法務省民四第4455号当職通達中記の第二の五の2の（一））は、従前と同様である。

(2) 端株券の廃止

端株券に関する規定(旧法第230条ノ3)は、削除された。

(3) 端株の買取請求権

端株主は、会社に対し、自己の有する端株の買取りを請求することができることとされた(法第220条ノ6)。

6 単元株制度の創設及び単位株制度の廃止

(1) 単元株制度の創設

定款で一定の数の株式をもって一単元の株式とする旨を定めた場合には、一単元の株式につき1個の議決権を与えることとし(法第241条第1項ただし書)、一単元の株式数に満たない数の株式について、定款で株券を発行しない旨を定める等の制限を設けることができることとする単元株制度が創設された。

(2) 一単元の株式の数

ア 会社は、定款により、一単元の株式の数を定めることができることとされた(法第221条第1項)。この数は、1,000及び発行済株式の総数の200分の1に相当する数を超えることができない。

イ 一単元の株式の数を減少し、又はその数の定めを廃止する場合においては、取締役会の決議により、定款を変更することができることとされた(法第221条第2項)。

ウ 数種の株式を発行する会社については、一単元の株式の数は、株式の種類ごとに定めなければならない(法第221条第3項)。ただし、平成13年12月31日までの間に一単元の株式の数を定める場合には、株式の種類ごとに定める - 単元の株式の数は、同一の数としなければならないこととされた(改正法附則第9条第1項)。

(3) 一単元の株式の数の登記

一単元の株式の数は、登記事項とされた(法第188条第2項第3号、第175条第2項第4号ノ4)。

ア 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「一単元の株式の数の設定」とする。

登記すべき事項は、一単元の株式の数を設定した旨及びその年月日であり、登記用紙中「その他の事項」欄に記載するものとする(別紙記載例2)。

なお、電子情報処理組織により登記事務を取り扱う場合には、株式会社登記簿の株式・資本区に記録することとされた(商登規別表第7)。

イ 申請書の添付書類

定款を変更して一単元の株式の数を設定した場合の変更登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、定款を変更する商法第343条の決議をした株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法第79条第1項)。

(4) 一単元の株式の数の変更又は一単元の株式の数の定めを廃止の登記

ア 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「一単元の株式の数の変更」又は「一単元の株式の数の定めを廃止」とする。

登記すべき事項は、一単元の株式の数につき変更を生じ、又は一単元の株式の数の定めを廃止した旨及びその年月日である（別紙記載例3）。

イ 申請書の添付書類

定款を変更して - 単元の株式の数を変更し、又は一単元の株式の数の定めを廃止した場合の変更登記の申請書の添付書類は、(3)のイと同様である。ただし、- 単元の株式の数を減少し、又はその数の定めを廃止する場合において、取締役会においてその旨の決議をしたときは（法第221条第2項）株主総会議事録に代えて、取締役会議事録を添付しなければならない。

(5) 単元株制度と議決権

ア 単元株制度を採る会社の議決権は、一単元の株式につき1個とされ、単元未満株式については、議決権を有しないこととされた（法第241条第1項）。

イ 単元株制度を採る会社の議決権の数は、株式の数を一単元の株式の数で除した数と一致しない場合があることから、株主総会の議決方法に関する規定が議決権の数を基準とした規定に改められた（法第239条第1項、第343条、第348条第1項等）ほか、旧法において「発行済株式の総数」と規定されていたもののうち、議決権のある株式の数を意味するものについては、「総株主の議決権」と改められた（法第358条第8項、第374条ノ23第8項、第381条第1項等）。

ウ 法施行前に招集の手続が開始された創立総会における議決権の数又は法施行前に招集の手続が開始された株主総会若しくは種類株主総会における議決権の数及び定足数に関しては、なお従前の例によることとされた（改正法附則第10条）。

(6) 単元未満株式の取扱い

ア 一単元の株式の数を定めた会社は、定款により1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない旨（法第220条ノ2第2項）を定めたものとみなすこととされた（法第221条第4項）。

イ 株主は、会社に対し、自己の有する一単元の株式の数に満たない数の株式の買取りを請求することができることとされた（法第221条第6項、第220条ノ6）。

(7) 単位株制度の廃止

ア 額面株式の廃止及び1株当たりの純資産額の制限の廃止に伴い、単位株制度は廃止され、登記事項から単位株に関する部分が除かれた（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第15条から第21条までの削除）。

イ 法施行の際現に単位株制度を採っている会社は、法施行日において、そ

の一単位の株式の数を株式の種類ごとに一単元の株式の数として定める旨の定款の変更の決議をしたものとみなすこととされた（改正法附則第9条第2項）。この場合には、一単元の株式の数は、当該みなされた数及び発行済株式の総数の200分の1に相当する数を超えることができない（同項後段）。

（8）単位株制度の廃止に伴う登記の取扱い

ア 法施行日において現に効力を有する一単位の株式の数の登記については、法施行後は、一単元の株式の数の登記として取り扱うこととし、当該登記の記載のうち「一単位の株式の数」の文字を朱抹した上、改めて「一単元の株式の数」と記載するものとする。その際、朱抹を行った年月日等の記入は要しない（別紙記載例4）。

イ アの朱抹及び記載は、法施行後、当該会社について、最初に登記の申請があったとき、又は登記簿謄抄本の交付請求に基づき登記簿謄抄本を作成するとき若しくは閲覧に供するときまでに行うものとする。

なお、現に効力を有しない一単位の株式の数の登記及び閉鎖された登記用紙については、上記の処理を行うことを要しない。

ウ 電子情報処理組織により登記事務を取り扱う場合の株式会社登記簿については、記録すべき事項の名称が「一単位の株式の数」から「一単元の株式の数」に変更された（商登規別表第7）。

7 自己株式の取得及び保有制限の見直し

（1）自己株式の取得

会社は、定時総会決議により、配当可能利益並びに株主総会の決議により減少した資本及び法定準備金の範囲内で、次の定時総会の終結の時までに取得することができる自己株式の種類、総数及び取得価額の総額を定め、これに基づいて自己株式を取得することができることとされた（法第210条第1項から第3項まで）。

また、取得の方法について、市場価格のない株式は、売主につき株主総会の特別決議（法第343条）による承認を得、他の株主にも売主になる機会を与えた上で、特定の者から取得することができることとされ（法第210条第2項、第5項から第7項まで）、市場価格のある株式は、原則として、市場取引又は公開買付け（証券取引法第2章の2第2節）の方法により取得しなければならないこととされた（法第210条第8項）。

なお、取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生ずるおそれがある場合には、自己株式の買受けをすることができず、また、営業年度の終わりに欠損が生じた場合には、取締役が資本欠損のおそれがないと認めることについて注意を怠らなかつたことを証明したときを除き、その欠損額を上限として、会社に対して損害賠償責任を負うこととされた（法第210条ノ2）。

（2）自己株式の保有

会社は、取得した自己株式を、期間、数量等の制限なく保有することがで

きることとされた（旧法第211条の改正）

（3）自己株式の処分等

ア 自己株式の処分

（ア） 会社が保有する自己株式を処分するには、 処分すべき株式の種類及び数、 処分すべき株式の価額及び払込期日、 特定の者に対して特に有利な価額で株式を譲渡すべきもの並びにこの者に対して譲渡する株式の種類、数及び価額について、取締役会の決議を要することとされた（法第211条第1項本文）。

ただし、法に別段の定めがあるとき、又は定款により株主総会が決する旨を定めたときは、この限りでない（法第211条第1項ただし書）。

（イ） 株式の譲渡制限の定めのある会社については、（ア）の 及び の事項について、株主総会の特別決議（法第343条）を要することとされた（法第211条第2項）。

（ウ） 自己株式の処分における株式の申込み、割当て等については、新株発行の規定を準用することとされた（法第211条第3項）。

イ 代用自己株式としての利用

保有する自己株式については、株式交換、会社分割及び合併の際に発行する新株に代えて使用することができることとされた（法第356条、第374条ノ19、第409条ノ2）。

（4）自己株式の消却（任意消却）

ア 自己株式の消却手続

会社は、取締役会の決議により、消却すべき株式の種類及び数を定めて、保有する自己株式を消却することができることとされた（法第212条）。この場合においては、遅滞なく株式失効の手続を執らなければならない。株式失効の手続とは、具体的には、株券を破棄して株主名簿又は株券台帳からその株式に関する事項を抹消する等の手続である。

なお、定時総会の決議による株式の消却の制度（旧法第212条ノ2第1項）は、廃止された。

イ 自己株式の消却による変更登記の取扱い

（ア） 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「自己株式の消却」とする。

登記すべき事項は、「発行済株式の総数」及び「発行すべき株式の総数」につき変更を生じた旨及びその年月日である。また、数種の株式を発行している場合には、前記の事項に加えて、「発行済各種の株式の数」及び「発行する各種の株式の数」につき変更を生じた旨が登記すべき事項となる。この場合の変更の年月日は、株式失効の手続を行った日である。

（イ）申請書の添付書類

自己株式の消却による変更登記の申請書には、代理人によって申請す

る場合のその権限を証する書面のほか、取締役会の議事録を添付しなければならない（商登法第79条第1項）。

（5）株式の強制消却

ア 株式の強制消却手続

取締役会の決議による自己株式の消却の場合のほか、資本の減少の規定に従う場合又は定款の規定に基づき株主に配当すべき利益をもってする場合でなければ、株式の消却をすることができないこととされた（法第213条第1項）。

なお、改正法により、額面株式の制度及び1株当たりの純資産額による制限が廃止され、資本の減少のために株式の消却を行う必要がなくなったため、会社分割による株式の消却に関する規定（旧法第212条第1項、第374条第2項第7号、第374条ノ17第2項第7号）が削除された。ただし、会社更生手続においていわゆる100パーセント減資を行う場合には、株式の併合の方法によることができないので、資本の減少の規定に従って発行済みの全株式を消却することとなる。

株式の強制消却の手続は、旧法第211条の場合と同様である。

イ 株式の強制消却による変更登記の取扱い

株式の強制消却による変更登記の添付書面は、従前と同様である（商登法第86条、第87条第2号参照）。

（6）株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の廃止

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成9年法律第55号）は、廃止することとされた（改正法第4条）。

なお、次期決算期に関する定時総会の終結の時までは、定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の買受け及び資本準備金をもってする自己株式の消却を認めることとされた（改正法附則第3条第4項、第24条第1項）。

8 新株の時価発行

（1）新株の時価発行に係る手続

新株発行について、市場価格のある株式を公正な価額で発行する場合には、取締役会の決議により定める新株の発行価額（法第280条ノ2第1項第2号）については、具体的な発行価額に代えて、発行価額の決定方法を定め、これを公告すれば足りることとされた（法第280条ノ2第5項、第280条ノ3ノ2）。

（2）新株の時価発行による変更登記の取扱い

（1）の場合の新株の発行による変更登記申請書に添付すべき取締役会議事録については、次の事項に留意するものとする。

ア 公正な発行価額の決定方法が具体的に定められていること。

日本証券業協会の定める店頭売買有価証券の登録等に関する規則（公正慣習規則第1号）第7条の規定によるいわゆるブックビルディング方式は、実務上公正な方法と認められている発行価額の決定方法として取り扱

って差し支えない。

イ 発行価額の決定方法を決議した取締役会が払込期日の2週間前までに行われていること。

9 法定準備金の見直し

会社は、株主総会の決議により法定準備金を減少することができることとされた（法第289条）。また、いわゆる減資差益は、資本準備金として積み立てることを要しないこととされた（旧法第288条ノ2第1項第4号の削除）。

利益準備金は資本準備金の額と合わせて資本の4分の1に達するまで積み立てれば足りることとされた（法第288条）。また、法定準備金の取崩しの順序に関する規定が削除された（旧法第289条第2項の改正）。

第2 有限会社に関する改正

1 出資1口の金額

(1) 出資1口の金額の制限の廃止

出資1口の金額が5万円を下回ってはならない旨の規定が削除された（有法第10条）。

(2) 有限会社の分割手続

出資1口の金額の最低限度額が廃止されたため、資本の減少のために持分の消却を行う必要性がなくなり、会社分割に伴う分割会社の資本の減少のためにする持分の消却の規定が削られた（日有法第24条の改正）。

これに対し、会社分割に伴う持分の併合に関する規定は、従前と同様であり（有法第63条ノ6第3項、第63条ノ9第2項） 人的分割の場合において、分割に際して持分の併合をするときは、分割計画書又は分割契約書にその方法を記載しなければならない（有法第63条ノ6第2項、第63条ノ9第3項）。

(3) 会社分割の登記の添付書面

ア 株式会社の会社分割の登記の申請書の添付書面の規定の改正に合わせて、有限会社の新設分割による設立登記の申請書の添付書面に関する規定中、旧商登法第89条の5第1項第7号（会社分割の際に株式の併合又は消却をした場合の添付書面に関する規定）を引用する部分が削除された（商登法第97条の2第1項第3号）。

有限会社の吸収分割における承継会社の分割による変更登記の申請書の添付書面に関する商登法第97条の3については、整備法による改正はされていないが、同条で引用する商登法第89条の6第9号において、旧商登法第89条の5第1項第7号を引用する部分が削除された。

イ 法施行前に分割計画書又は分割契約書（分割に際してする株式の消却又は併合の方法の記載があるものに限る。）が作成された会社の分割の登記の申請書の添付書類に関しては、なお従前の例によることとされた（整備法第42条。改正法附則第17条参照）。

2 議決権に関する規定の改正

社員総会の議決方法に関する規定について、株式会社の株主の議決権に関する規定の改正（第1の6の(5)参照）に合わせて、議決権の割合を基準とする規定に改められた（有法第37条第1項、第44条ノ2第1項）。

3 自己持分の取得・保有及び処分制限の見直し

(1) 自己持分の取得

会社は、定時総会の特別決議（有法第48条）により、配当可能利益並びに社員総会の決議により減少した資本及び法定準備金の範囲内で、次の定時総会の終結の時までに取得できる自己持分の総数及び取得価額の総額並びに特定の者から買い受けるときはその者を定め、これに基づいて自己持分を取得することができることとされた（有法第24条、法第210条第1項から第3項まで）。この場合の取締役の責任については、株式会社の場合の規定を準用することとされた（有法第24条、法第210条ノ2）。

(2) 自己持分の保有

会社は、取得した自己持分を、期間、数量等の制限なく保有することができることとされた（旧法第211条を準用する旧有法第24条第1項の改正）。

(3) 自己持分の処分等

ア 自己持分の処分

会社は、有法に別段の定めがある場合を除き、社員総会の特別決議（有法第48条）により、保有する自己持分を処分することができることとされた（有法第23条ノ2）。この場合には、資本増加の規定が準用される。

イ 自己持分の消却

会社は、社員総会の特別決議（有法第48条）により、保有する自己持分を処分することができることとされた（有法第23条ノ3）。

4 法定準備金の見直し

法定準備金の減少手続及び利益準備金の積立額の見直し等について、株式会社の場合（第1の9参照）と同様の見直しがされた（有法第46条）。